デイサービス結いの家ご縁(予防専門型通所サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人碧晴会が開設する予防専門型通所サービス デイサービス結いの家ご縁(以下「事業所」という。)が行なう通所サービス以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という)が、事業対象又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な予防専門型通所介護 サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・ 医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 デイサービス結いの家ご縁
 - (2) 所在地 愛知県碧南市弥生町1丁目48番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤 1名 本部事務員兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 従業者

生活相談員2名以上介護職員または看護職員2名以上機能訓練指導員1名以上

従業者は、予防専門型通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。
 - (1) 営業日 月曜から土曜日(祝日は営業、12月31日と1月1日は休業)
 - (2) 営業時間 8:30~17:30
 - (3) サービス提供時間

1単位目 9:30~12:15の2時間45分を基本とする。

2単位目 13:30~16:15の2時間45分を基本とする。

(予防専門型通所サービスの利用定員)

第6条 予防専門型通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

(1) 1単位目

18人

2単位目(月曜・金曜)

18人

(火曜・水曜・木曜) 10人

(通所介護サービスの内容及び利用料等)

- 第7条 予防専門型通所介護サービスの内容は次の通りとし、予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示の額とし、当該予防専門型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額とする。
 - (1) 食事の提供(午前のみ)
 - (2) 機能訓練
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
 - 2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った指定通所介護(時間外延長)の費用は、介護報酬上の告示の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額とする。
 - 3 おむつ代は実費を徴収する。
 - 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。
 - 5 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第8条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。
 - (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

第9条 生活相談員等は、サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態には速やかに協力医療機関への連絡、救急車の要請、主治医への連絡などの措置を講じ管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、碧南市の区域とする。

(生活相談員等の責務)

- 第11条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう伝える。
 - (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ていただく。
 - (2) 共有の施設、設備は他の迷惑にならないよう利用していただく。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があることを了承していただく。

(虐待防止の措置)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知

徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常時災害)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備 えるため定期的に避難訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業 務体制を整備する
 - (1) 採用時研修 直近の新人研修
 - (2) 継続研修 年2回
 - 2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
 - 3 利用者又はその家族に関して知りえた事項に関する守秘義務は退職後についてもその責務を免れない。
 - 4 この規程にさだめる事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人碧晴会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

令和3年 7月1日施行

令和3年 9月15日改定

令和6年 7月1日改定